

郡山市上下水道局工事等検査実施要綱

(昭和63年7月1日制定)

最終改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「契約規程」という。）第43条の規定に基づき検査員が実施する工事又は製造（以下「工事等」という。）の検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類及び内容)

第2条 検査の種類及び内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) しゅん工検査 工事等の完了を確認するための検査
- (2) 既済部分検査 工事等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において工事等の既済部分を確認するための検査
- (3) 部分しゅん工検査 部分引き渡しに係る工事等の確認をするための検査
- (4) 中間検査 工事等の施工過程において、適正な契約の履行を確保するために行う検査
- (5) 製品検査 工事等に使用する製品のうち、事前にその品質、性能等を確認する必要があるものについて行う工場検査
- (6) 特別検査 契約の解除その他の原因により必要が生じた場合において、既済部分について確認するための検査

(検査の方法)

第3条 検査は、工事等の出来形を対象とし、その工事等が契約に基づき適正に行われているかどうかを、契約書・仕様書及び図面その他の関係書類に基づいて行い、その適否を判定する。

(検査の実施区分)

第4条 第2条各号に規定する検査は、契約規程第44条の規定に基づき、職員以外の者に対して検査の委託を行う場合を除き、契約金額が1,500万円以上の工事等にあつては総務課長が実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、1,500万円未満の工事等については、契約権者が指定するそれぞれ工事等を担当する課（以下「工事担当課」という。）の職員が行うものとする。
- 3 局長は、前2項の区分によりがたいと認めるときは、その工事を指定して別に当該工事等の検査を執行させることができる。

(検査の手続)

第5条 工事担当課の長（以下「工事担当課長」という。）は、総務課長が実施する工事等の検査を受けようとするときは、工事検査依頼書（第1号様式）を総務課長に提出するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定により依頼を受けた工事等の検査を実施しようとするときは、検査員を指定し工事検査実施通知書（第2号様式）により工事担当課長に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、総務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を実施する工事等について、総務課以外の所属の課長補佐相当職以上の職員を検査員として指定することができる。
 - (1) 同一時期に多数の検査が競合するとき。
 - (2) 前項の検査員に事故があるとき。

(3) 天災等による災害復旧工事を行うとき。

4 工事担当課長は、第2項の通知を受けたときは、その旨を契約規程第42条第1項に規定する監督員を通じ、受注者及び関係者に通知するものとする。

5 検査員は、検査を終了したときは契約規程第43条第3項に規定する調書を作成しなければならない。この場合において、既済部分検査、部分しゅん工検査、中間検査及び特別検査を終了したときは検査記録簿（第3号様式）を、製品検査を終了したときは製品等検査結果報告書（第3号様式）（その2）を添付するものとする。

（手直し工事）

第6条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があるときは、工事担当課長に対し、工事手直し指示書（第4号様式）により必要な措置を指示するとともに、手直し工事完了後、再検査を行うものとする。ただし、軽易な事項については、工事手直し指示書の作成を省略することができる。

（台帳等の整備）

第7条 総務課長は、工事検査台帳（第5号様式）その他必要な帳簿を備えて検査の記録を整備しておくものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。